

豊中市地域課題解決支援事業選定審査委員会設置要綱

(目的・設置)

第1条 「豊中市地域課題解決支援事業実施要綱」第2条第3項第2号に定める豊中市地域課題解決支援事業（以下「事業」という。）の選定を厳正かつ公正に行うため、「豊中市地域課題解決支援事業選定審査委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所轄事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 企画提案の審査に関すること
- (2) 対象となる事業の選定に関すること
- (3) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、都市経営部経営戦略課長の職にある者をもって充てる。
- 4 副委員長は、各課題等の担当課の所属長の職にある者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 各課題等の担当課の所属長が指名する者（原則として1名）を委員とする。

(審査委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員長を含む委員の過半数以上の出席によって成立とする。
- 3 委員は、予め職務を代理する者を指名することができ、その場合は前条第1項の委員とみなすものとする。

(審査)

第5条 事業提案の審査は、別紙審査基準に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定による審査は、一次審査（書類審査）および最終審査（面談審査）により行う。
- 3 一次審査（書類審査）においては、審査基準に基づく採点結果の合計点が40点以上である提案のうち、合計点の上位5件までを選定する。
- 4 最終審査（面談審査）においては、前項の規定により選定した提案のうち、審査基準の1～5のそれぞれについて点数が配点の50%未満である項目がなく、かつ、合計点が60点以上である提案であって、最も配点が高いものを選定する。

(委員会の解散)

第6条 委員会は、前条第4項の選定を終えたときをもって解散する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市経営部経営戦略課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）8月1日から実施する。

この要綱は、第6条に規定する解散をしたとき、その効力を失う。

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から実施する。

豊中市地域課題解決支援事業 審査基準

項目	配点	視点
1. 取組み体制 (20点)	(20点)	○ 専門性と高い技術力を有しているか
2. 課題の理解度 (25点)	(10点)	○ テーマを適切に理解し、実現可能な解決手法になっているか
	(15点)	○ 提案された解決手法により高い改善効果が認められるか
3. 職員との協調性 (15点)	(15点)	○ 職員と協働しながらより良いサービス開発を進める熱意があるか
4. 新規性・創造性 (20点)	(10点)	○ 既存サービスと差別化できる要素を持っているか
	(10点)	○ 行政関連分野で商用化されていないか
5. 継続性・収益性 (20点)	(5点)	○ ビジネスモデルとして構築されているか
	(10点)	○ 事業継続できる収益基盤があるか
	(5点)	○ 他自治体への横展開が可能なビジネスになっているか
合計 (100点)	100点	